

# 障害者自立支援法の着実な実施に向けて

## 障害者自立支援特別対策事業の概要

### 障害者自立支援特別対策事業

計 790,814千円

県実施事業 497,564千円  
市町実施事業 293,250千円

基金事業  
総額  
約 14億円

平成20年度までの間に、臨時的に対応します。

#### 【予算措置】

は、約14億円の国交付金を県基金に受入済み  
H18～H20で事業化  
は給付費で対応（H19当初予算で措置済み）

#### 事業者に対する激変緩和 142,081千円（H19年度補正）

44,170千円

旧体系事業者へ  
報酬額保障を80%から90%へ強化  
新体系事業者へ  
旧体系と同様に報酬額90%保障

97,911千円

通所サービス事業者へ  
送迎費用の助成による通所サービスの  
利用促進

#### 新体系移行のための緊急措置 644,140千円（H19年度補正）

・ 移行までの経過的支援 81,302千円  
共同作業所への助成  
デイサービス事業所等への運営費助成

・ 移行のための支援 369,710千円  
新体系移行事業所への施設改修助成  
移行に向けた人的支援  
就労支援ネットワークの強化

・ 制度改正に伴う緊急的支援 184,128千円  
相談支援体制の充実・強化  
障害児を育てるための地域  
整備支援  
制度の広報、システム改修等

その他の緊急措置  
筋ジス者への支援  
杖・杖対応トイレの整備  
視覚障害者等のための情報基盤整備

・ 法の円滑実施に必要な緊急事業 9,000千円  
作業所商品「極みの逸品」開発 等

、の事業のほか、基金利子積立額（4,593千円を含む）

#### 利用者負担の軽減 （H19年度当初予算で措置済み）

障害児のいる世帯へ  
入所施設利用児童も軽減対象へ

通所・在宅利用者へ  
月額負担の上限を1/2から1/4へ  
年収600万円世帯まで軽減対象へ

入所施設利用者へ  
就労収入が毎月24,000円手元に残るように

#### 国特別対策でカバーされない部分 プラス

引き続き“障害者自立支援緊急特別対策”（緊急プログラム）で対応

障害者自立支援緊急特別対策事業費等 54,472千円（国特別対策に移行）

## 具体的な対策と予算措置

事業者  
変緩に  
対する  
激

### 事業運営円滑化事業

- 旧体系の事業者へ  
従前報酬の保障を80%から90%へ支援強化
  - 新体系に移行した事業者へ  
新たに、旧体系事業者と同様の激変緩和措置(90%保障)を実施
- ### 通所サービスの利用促進
- 利用者が通所サービスを利用しやすくするため、送迎費用を助成

予算額 142,081千円(H19.6月補正予算で措置)

新体系  
移行の  
ための  
緊急  
措置

- 共同作業所への緊急支援...直ちに移行が困難な作業所に対する助成
  - デイサービス事業所等への緊急移行支援...デイサービス、精神障害者地域生活支援センターが新体系へ移行するまで間、経過的に運営費を助成
  - 障害者自立支援基盤整備...新体系移行に必要な施設改修等の助成
  - 新体系への移行等支援...新たなサービスへ移行予定の作業所等への支援
  - 地域移行や就労支援の推進強化...関係機関のネットワーク強化、就労支援実習先の開拓、重度訪問介護事業の基盤整備
  - 相談支援体制の充実強化...先進的な圏域のアドバイザー派遣、新設経費助成
  - 障害児を育てるための地域整備支援...障害児療育支援のための器具整備等
  - 法の円滑な施行のための事務経費支援...制度の広報啓発、手話通訳派遣システム
  - 就労意欲の促進...入所施設利用者の工賃控除見直し分の助成
- その他緊急に必要な対策
- 進行性筋萎縮症者への支援(利用者負担軽減)
  - オストメイト(人工肛門・膀胱)対応トイレの整備
  - 視覚障害者・聴覚障害者の情報機器整備
- 作業所商品「極みの逸品」開発
- 権利擁護サポーター研修事業...障害者相談員の協力・支援要員としてサポーターを養成

予算額 644,140千円(H19.6月補正予算で措置)

利用者  
負担の  
軽減

### 通所・在宅利用者への対応

- 1割負担の上限額の引き下げ(現行1/2 1/4)
  - 軽減対象世帯の拡大  
収入ベースで概ね600万円(市町村民税所得割10万円未満)まで対象
- ### 障害児のいる世帯への対応
- (通所・在宅利用児童に加え、入所施設利用児童も対象)
- 1割負担の上限額の引き下げ(通所・在宅1/2 1/4)(入所1/2に)
  - 軽減対象世帯の拡大  
収入ベースで概ね600万円(市町村民税所得割10万円未満)まで対象
- ### 入所施設利用者への対応
- 工賃年間28.8万円までは、定率負担と食費等の負担がともに全くなからないう、工賃控除を徹底
  - グループホームについても、年間28.8万円の工賃控除を導入
  - 個別減免の資産要件を現行350万円から500万円へ拡大

予算額 (H19当初予算で措置済み)